

独立行政法人日本貿易振興機構役員報酬規程

平成15年10月1日
独立行政法人日本貿易振興機構規程第2号
最新改正 令和8年3月4日

(総則)

第1条 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の役員の報酬については、この規程の定めるところによる。

(報酬の区分)

第2条 役員の報酬は、常勤役員については、基本俸給、通勤手当及び業績給、非常勤役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(常勤役員の基本俸給)

第3条 常勤役員の基本俸給の額は、次の各号に掲げる月例支給額に、第2項に定める地域付加額および第3項に定める業務調整手当の月額を加えた額に12を乗じて得た額に、賞与を加えた額とする。

一 理事長	月額	1,141,000円
二 副理事長	月額	983,000円
三 理事	月額	848,000円
四 監事	月額	769,000円

2 次に掲げる地域の事務所に勤務する常勤役員に対する地域付加額は、本俸月額に次に定める割合を乗じて得た額とする。

東京都特別区 100分の20

3 業務調整手当の月額は51,800円とする。

(非常勤役員手当)

第4条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる額とする。なお、理事長が指定する非常勤役員にはこれを支給しない。

一 理事	月額	361,000円
二 監事	月額	150,000円 又は 日額 37,000円

(報酬の支給日)

第5条 役員の報酬（賞与を除く。）は、毎月21日、その月額を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 非常勤監事の日額の報酬は、その月の1日から末日までの分を翌月21日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

(新たに役員となった者の報酬)

第6条 月の初日以外の日において新たに任命された役員の任命当月分の月額の報酬（賞与及び通勤手当を除く。以下次条において同じ。）の額は、第3条の規定にかかわらず、それぞれ同項に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額にその者が役員となった日からその月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(役員でなくなった者の報酬)

第7条 月の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した役員の退職当月分、解任当月分又は死亡当月分の月額の報酬の額は、第3条の規定にかかわらず、それぞれ同項に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員でなくなった日（役員が退職した場合において退職した日の属する月の末日までに再び役員に任命されたときは、役員でなくなった日の前日）までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(賞与)

第8条 賞与は、毎事業年度6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。ただし、基準日前1月以内に退職し、若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第1項及び第2項第一号に該当して解任され、又は死亡した常勤役員についても、基準日に在職していたものとみなす。

2 賞与の額は、第3条第1項に定める月例支給額に、第3条第2項に定める地域付加額を加えた額に100分の167を乗じて得た額とする。

- 3 賞与は、当該年度の6月30日に支給する場合においては賞与額に50/100を乗じて得た額、12月10日に支給する場合においては賞与額に50/100を乗じて得た額に、基準日前6ヵ月の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 6ヵ月 100分の100
 - 二 5ヵ月以上6ヵ月未満 100分の80
 - 三 3ヵ月以上5ヵ月未満 100分の60
 - 四 3ヵ月未満 100分の30
- 4 基準日以前6ヵ月以内の期間において、国家公務員から引き続き常勤役員となった者（[独立行政法人日本貿易振興機構役員退職手当規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第3号）第7条第1項又は第3項](#)に規定する者に限る。）については、その者の国家公務員としての引き続きた在職期間を常勤役員としての引き続きた在職期間とみなす。
- 5 基準日前に引き続き国家公務員となるため退職した常勤役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、賞与を支給しない。
- 6 賞与の支給日が休日にあたる時は、その直前の休日でない日とする。
- 7 次の各号のいずれかに該当する役員は、前各項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与は、支給しない。
 - 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第2項の規定により解任された者（同条同項第一号に該当し解任された者を除く。）
 - 二 基準日前1月以内又は基準日から当該支給日に対応する支給日の前日までの間に退職した役員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- 8 非常勤の役員には、賞与を支給しない。
(業績給)

第9条 業績給は、経済産業大臣の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果（以下「評価結果」という。）の通知を受けた日から起算して1月を越えない範囲（以下「評価結果通知日」という。）に、前年度において在籍した常勤役員に対して支給する。

- 2 年度の初日以外の日において新たに任命された役員及び年度の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した役員の業績給の額は、日割り計算で支払う。
- 3 前項の日割り計算をする時は、業績給の額を365で除した額を一日分とする。
- 4 理事長の業績給の額は、第3条第1項に定める月例支給額に100分の286を乗じて得た額に、次の表に定める評価結果に則した割合を乗じて得た額とする。

評価結果	割合
S評価	100分の200
A評価	100分の150
B評価	100分の100
C評価	100分の50
D評価	100分の0

- 5 常勤役員（理事長を除く。）の業績給の額は、評価結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。
- 6 常勤監事の業績給の額は、前項の規定にかかわらず、その評価結果がB評価である場合に支給される額とする。
(通勤手当)

第10条 通勤手当は、時間、距離及び運賃等の実情に照らし、経済的かつ合理的と認められる通勤路線及び方法で登録された通勤経路により、次の各号により算出した当該役員の支給単位期間の通勤に要する運賃等に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）を支給する。ただし運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1ヵ月あたりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該役員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1ヵ月あたりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、当該役員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間

が支給単位期間である定期券の価額

二 回数乗車券を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる普通交通機関等 当該回数乗車券の通勤21回分の運賃等の額

- 2 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の報酬の支給日に支給する。
- 3 通勤手当を支給される役員につき、退職その他別に定める事由が生じた場合には、当該役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヵ月を超えない範囲内で1ヵ月を単位として別に定める期間をいう。
- 5 非常勤役員の通勤手当は、通勤上最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等の経路の片道運賃を認定し、その額にその月の初日から末日までの通勤回数（片道を1回とする）を乗じた額を翌月の報酬の支給日に支給する。
- 6 前各項において規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は別に定める。

（細則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届け出を行い、かつ公表した日から実施し、平成15年10月1日から適用する。
- 2 平成15年12月1日を基準日として支給される賞与について、平成15年9月30日以前に日本貿易振興会の役員として勤務した在職期間は、第8条第3項の規定にかかわらず、機構の在職期間とみなして算定する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届け出を行い、かつ公表した日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届け出を行い、かつ公表した日から実施し、平成17年9月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成17年12月1日から適用する。
- 2 平成17年12月に支給する賞与の額は、変更後の規程第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、第3条第1項に定める月例支給額に、第3条第2項に定める地域付加額を加えた額に100分の105を乗じて得た額に、基準日前6ヵ月の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、変更後の規程第8条第3項に定める割合を乗じて得た賞与の額（以下、この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、その新たに役員となった日）において役員が受けるべき月例支給額及び地域付加額の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から適用日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から適用日の前日までの期間において役員として在職しなかった期間又は月例支給額を支給されなかった期間（以下「調整期間」という。）がある役員にあつては、当該月数から当該調整期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された賞与の額に100分の0.36を乗じて得た額

(3) 平成17年9月に支給された業績給の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職し、基準日以降引き続き在職している役員で、第3条第1項に基づき、その者の受ける月例支給額が基準日前日において受けていた月

例支給額に達しないこととなる役員には、第3条第1項に基づく月例支給額のほかに、以下の額を月例支給額として支給する。

- 一 基準日から平成19年3月31日の間は基準日前日に受けていた月例支給額と第3条第1項に基づく月例支給額の差額の7割に相当する額
- 二 平成19年4月1日から平成20年3月31日の間は基準日前日に受けていた月例支給額と第3条第1項に基づく月例支給額の差額の4割に相当する額

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における規程第3条第2項の適用については、同項中「100分の18」とあるのは「100分の17」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年5月28日から施行する。
- 2 平成21年6月30日に支給する場合における規程第8条第3項の適用については、同項中「賞与額に50/100を乗じて得た額」を「賞与額に50/100を乗じて得た額より、第3条第1項に定める月例支給額に第3条第2項に定める地域付加額を加えた額に100分の15を乗じて得た額を減じた額」とする。

附 則

この規程は、平成21年9月8日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ、公表した日から実施し、平成21年12月1日から適用する。
- 2 平成21年12月に支給する場合における規程第8条第3項の適用については、同項中「賞与額に50/100を乗じて得た額」を「賞与額に50/100を乗じて得た額に、第3条第1項に定める月例支給額に第3条第2項に定める地域付加額を加えた額に100分の5.5を乗じて得た額を加えた額」（以下、「基準額」という。）とする。
- 3 平成21年12月に支給する賞与の額は、前項から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は支給しない。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、その新たに役員となった日）において役員が受けるべき月例支給額及び地域付加額の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から適用日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から適用日の前日までの期間において役員として在職しなかった期間又は月例支給額を支給されなかった期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月に支給された賞与の額に100分の0.24を乗じて得た額
 - 三 平成21年9月に支給された業績給の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ、公表した日から実施し、平成22年12月1日から適用する。
- 2 平成22年12月に支給する場合における規程第8条第3項の適用については、同項中「賞与額に

50/100を乗じて得た額」を「賞与額に50/100を乗じて得た額に、第3条第1項に定める月例支給額に第3条第2項に定める地域付加額を加えた額に100分の6.5を乗じて得た額を減じた額」（以下、「基準額」という。）とする。

3 平成22年12月に支給する賞与の額は、前項から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、その新たに役員となった日）において役員が受けるべき月例支給額及び地域付加額の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から適用日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から適用日の前日までの期間において役員として在職しなかった期間又は月例支給額を支給されなかった期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成22年6月に支給された賞与の額に100分の0.28を乗じて得た額
- 三 平成22年9月に支給された業績給の額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ、公表した日から実施し、平成24年3月1日から適用する。

2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、この規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 月例支給額 当該役員の月例支給額に100分の9.77を乗じて得た額
- 二 地域付加額 当該役員の月例支給額に対する地域付加額の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- 三 非常勤役員手当 当該役員の非常勤役員手当に100分の9.77を乗じて得た額
- 四 賞与 当該役員が受けるべき賞与の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 五 業績給 当該役員が受けるべき業績給の額に100分の9.77を乗じて得た額

3 前項の規定により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 平成24年6月に支給する賞与の額は、第8条第3項の規定にかかわらず、この規定により算定される賞与の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は支給しない。

- 一 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、その新たに役員となった日）において役員が受けるべき月例支給額及び地域付加額の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から平成24年2月までの月数を乗じて得た額
- 二 平成23年6月及び12月に支給された賞与の額に100分の0.37を乗じて得た額
- 三 平成23年9月に支給された業績給の額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成26年9月8日から施行する。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 平成27年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職し、基準日以降引き続き在職している役員で、第3条第1項に基づき、その者の受ける月例支給額が基準日前日において受けていた月例支給額に達しないこととなる役員には、第3条第1項に基づく月例支給額のほかに、基準日前日に受けていた支給額と第3条第1項に基づく月例支給額の差額を月例支給額として支給する。ただし、任期満了の日若しくはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたとき、又は任期満了の日若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、この限りではない。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成27年4月1日から適用す

る。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、令和2年12月1日から適用する。
- 2 令和2年12月に支給する場合における規程第8条第3項の適用については、同項中「賞与額に50/100を乗じて得た額」を「賞与額に50/100を乗じて得た額より、第3条第1項に定める月例支給額に第3条第2項に定める地域付加額を加えた額に100分の3を乗じて得た額を減じた額」とする。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、令和3年12月1日から適用する。
- 2 令和3年12月に支給する場合における規程第8条第3項の適用については、同項中「賞与額に50/100を乗じて得た額」を「賞与額に50/100を乗じて得た額より、第3条第1項に定める月例支給額に第3条第2項に定める地域付加額を加えた額に100分の6を乗じて得た額を減じた額」とする。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、令和7年4月1日から適用する。